

第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

【1】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■ 本市の目標 ■

（1）施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数161人に対して、令和8（2026）年度末までに6人（3.7%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	161人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	6人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	3.7%	(B/A)

（2）施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数161人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を6人（3.7%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	6人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	3.7%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

2 地域生活支援の充実

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■ 本市の目標 ■

(1) 地域生活支援拠点等の状況

- 令和8（2026）年度末までに、コーディネーターを1人配置し、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所
② コーディネーターの配置人数	1人
③ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1回/年

(2) 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の整備

- 令和8（2026）年度末までに、強度行動障がいをもつ障がい者に対し、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和8(2026)年度
強度行動障がいをもつ障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備状況	1箇所

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【 就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標 】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【 就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標 】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※ 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和8（2026）年度末までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8（2026）年度末までに5人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 令和8（2026）年度末までに7人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	6人	7人	1.17倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	4人	5人	1.25倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	1人	1.00倍 (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	1人	1.00倍 (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	5人	7人	1.40倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合を5割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労移行支援事業所数	1箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100.0% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率を7割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労定着支援事業所数	1箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100.0% (25%以上)

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	7人	7人	7人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	30人	30人	30人
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
⑧ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	1 箇所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2 箇所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	2 箇所
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1 人

6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■ 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15 件	15 件	15 件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	4 件	4 件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	15 回	15 回	15 回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置数を見込む。
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
⑧ 参加事業者・機関数	8	10	12
⑨ 専門部会の設置数	4	4	4
⑩ 専門部会の実施回数	16回	18回	20回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

■ 本市の目標 ■

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回

8 発達障がい者等に対する支援

■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	10人	10人	10人
③ ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人
④ ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人

【2】障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	人/月	216	207	215	217	219	221
	時間/月	3,744	3,472	3,700	3,734	3,769	3,803
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	499	567	600	600	600	600
同行援護	人/月	23	26	26	28	30	32
	時間/月	173	260	260	280	300	320
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	241	235	243	247	251	255
	時間数/月	4,416	4,299	4,560	4,614	4,669	4,723

注：令和5（2023）年度は11月末日現在の実績値（以下同様）

確保の方策

- サービス提供事業者への情報提供や新規参入の働き掛けなどを通じて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないことから、利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	人/月	264	263	265	266	267	268
	人日/月	5,249	5,176	5,350	5,370	5,390	5,410
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	2	2	2	2	2
	人日/月	0	32	32	32	32	32
就労移行支援	人/月	8	8	10	11	12	14
	人日/月	131	132	150	165	180	210
就労継続支援 (A型)	人/月	31	22	30	30	30	30
	人日/月	485	333	500	500	500	500
就労継続支援 (B型)	人/月	257	262	265	268	271	274
	人日/月	4,259	4,399	4,500	4,638	4,690	4,742
就労定着支援	人/月	6	4	5	5	5	5
療養介護	人/月	30	29	30	30	30	30
短期入所 (福祉型)	人/月	25	31	32	34	36	38
	人日/月	208	232	240	255	270	285
短期入所 (医療型)	人/月	5	3	5	6	7	8
	人日/月	22	31	35	42	49	56

確保の方策

- 身近な地域でニーズに応じた日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしに努めます。
- 自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	117	118	120	121	122	123
施設入所支援	人/月	162	161	161	159	157	155

確保の方策

- 共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、新たな事業者の参入を促進できるように努めます。
- 施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。
- 自立生活援助については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人/月	177	179	180	181	182	183
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

5 地域生活支援事業

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人/年	2	1	5	6	7	8
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
支意思疎通 支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	534	590	590	590	590	590
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	4	4	5	5	5	5
	自立生活支援用具	件/年	6	10	10	11	12	13
	在宅療養等支援用具	件/年	6	12	10	11	12	13
	情報・意思疎通支援用具	件/年	31	38	30	30	30	30
	排泄管理支援用具	件/年	1,862	1,904	1,950	1,995	2,041	2,088
	住宅改修費	件/年	2	5	3	4	5	6
手話奉仕員養成研修事業		人/年	11	17	30	32	34	36
移動支援事業		人/年	99	124	100	112	125	139
		時間/年	1,374	1,206	1,000	1,120	1,250	1,390
地域活動支援センター 機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III型	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム事業		箇所	0	0	0	0	0	0
		人/年	0	0	0	0	0	0

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	6	7	7	7	7	7
日中一時支援事業	箇所	11	10	10	10	10	10
	人/年	53	53	60	60	60	60
社会参加支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
障害者虐待防止対策支援事業 (弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発事業	箇所	-	1	1	1	1	1
発達障害児者及び家族等 支援事業	件/年	-	-	2	2	2	2

確保の方策

- 関係機関やサービス提供事業所等と連携し、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。

【3】 障害児福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障害児通所支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援※	人/月	54	50	55	56	57	58
	人日/月	185	222	230	234	238	242
医療型児童 発達支援※	人/月	0	0	0	-	-	-
	人日/月	0	0	0	-	-	-
放課後等 デイサービス	人/月	102	106	110	114	118	122
	人日/月	1,037	1,130	1,200	1,243	1,287	1,330
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	2	2	3
	人日/月	0	0	0	4	4	6
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	0	1	1	1

注：児童発達支援は、令和6（2024）年4月1日から福祉型と医療型が統合

確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、身近な地域でニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

2 障害児相談支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児相談支援	人/月	45	44	46	48	50	52

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。